

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第589号）

2022年1月7日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

## ■ 注目トピックス

## 生態環境部、企業環境情報開示規則を発表

生態環境部は2021年12月21日、『企業による法に基づいた環境情報開示の管理弁法』を公布しました。同弁法は生態環境部が同年5月に発表した『法に基づいた環境情報開示制度の改革方案』などの方針を着実に実行するために、環境情報の開示が義務付けられる対象企業や開示内容などを明記し、2022年2月8日より実施するとしています。これにより、『企業・事業団体の環境情報開示弁法』（環境保護部令第31号）は廃止となります。

## ■ 直近の重要政策

法律

- ✓ **会社法(改訂草案)のパブコメ公開**  
(全国人民代表大会、21/12/24)

財政政策

- ✓ **2022年の加工貿易企業の国内販売に係る徴収見送り税金に対応する利息の徴収免除に関する公告**  
(財政部、21/12/30)

金融政策

- ✓ **人民銀行、外貨管理局による『新型オフショア貿易の発展支持に係る問題に関する通知』の発表**  
(中国人民銀行、国家外貨管理局、21/12/24)

地方政策

- ✓ **『北京市における外資利用安定化の更なる強化に係る若干措置』の発表に関する通知**  
(北京市商務局、21/12/29)

最低賃金

- ✓ **中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移(21/12/31)**



MIZUHO

瑞穂銀行

WeChat公式アカウント

## ■ 注目トピックス

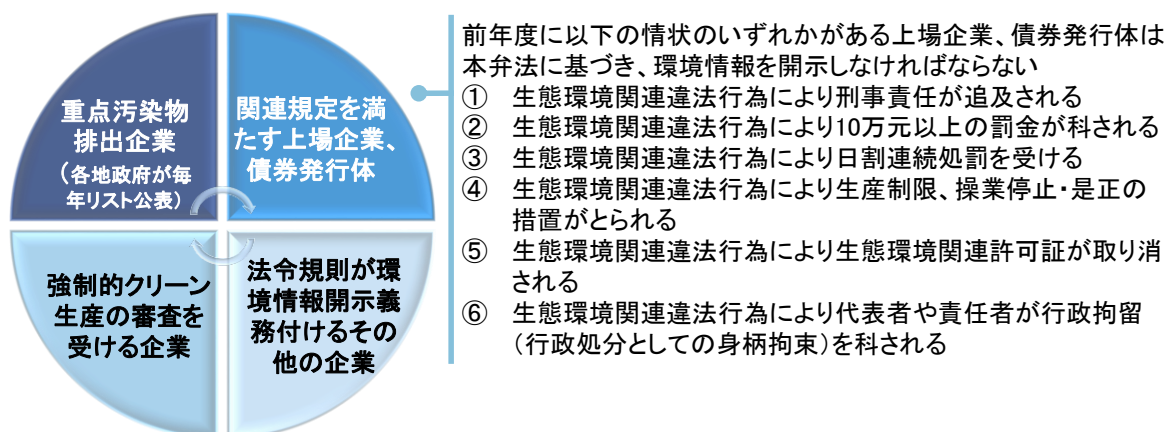
### 生態環境部、企業環境情報開示規則を発表

生態環境部は『中華人民共和国環境保護法』、『中華人民共和国クリーン生産促進法』、『公共企業・事業団体情報公開規定制定弁法』、『法に基づいた環境情報開示制度の改革方案』などに基づき、『企業による法に基づいた環境情報開示の管理弁法』<sup>1</sup>(以下、弁法)を策定しました。「総則」や「開示主体」、「開示内容及び期限」、「監督管理」、「罰則」など6章からなり、対象企業による環境情報の開示などに関する規定を明確化しています。主な内容については以下をご参考ください。

## □ 開示主体

環境情報の開示が義務付けられる対象企業は以下の4種類となります。具体的には図表1をご参照ください。関連要件に該当する企業は情報開示の対応にご留意ください。

【図表1】環境情報の開示主体



(弁法に基づき、中国アドバイザー一部作成)

## □ 開示方式及び期限

上記条件に当てはまる企業(対象企業)は毎年3月15日までに前年度(1月1日～12月31日)の環境情報を年次報告の形で公開しなければなりません。当局から関連の法律文書を受け取る場合も、受取日から5営業日以内に臨時報告の形で環境情報を公開する必要があります。

また、対象企業は公開した環境情報を変更することが可能であり、変更する場合、臨時報告の形で変更事項及び理由を説明しなければなりません。

なお、開示方式について、対象企業は生態環境部が制定した『企業による法に基づいた環境情報開示の様式準則』に基づき、年次、臨時環境情報開示報告を作成し、企業環境情報開示システムにて報告を公開するとされています。

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

[https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/202112/t20211221\\_964837.html](https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/202112/t20211221_964837.html)

## □ 開示内容

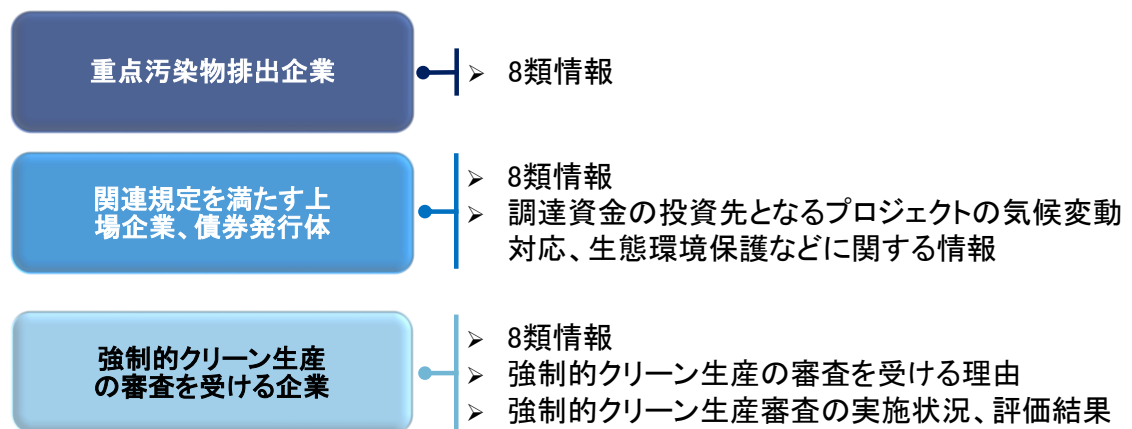
### 年次環境情報開示報告

年次環境情報開示報告では、以下の8項目の情報(以下、「8類情報」)の内容を含まなければなりません。

- ① 企業の基本情報(企業の生産及び生態環境保護等に関する基本情報を含む)
- ② 企業の環境管理情報(生態環境関連の行政許可、環境保護税、環境汚染責任保険、環保信用評価などの関連情報を含む)
- ③ 汚染物対策及び排出情報(汚染防止対策施設、汚染物・有害物質の排出、工業固体廃棄物及び有害廃棄物の排出、貯蔵、流通、利用、処分、モニタリングなどの関連情報を含む)
- ④ 炭素排出情報(排出量、排出施設などの関連情報を含む)
- ⑤ 生態環境緊急対応情報(突発的環境事件の緊急対応計画、重度大気汚染の応急対策などの関連情報を含む)
- ⑥ 生態環境関連の違法行為情報
- ⑦ 本年度の臨時環境情報開示報告の公開状況
- ⑧ 法令規則が定めたその他の環境情報

対象企業は上記「8類情報」に加え、企業の種類に応じて追加で以下情報の開示も求められます。詳細については、図表2をご参照ください。

【図表2】各種企業の開示内容



(弁法に基づき、中国アドバイザー一部作成)

### 臨時環境情報開示報告

臨時環境情報開示報告では、以下の内容を含まなければなりません。

- ① 生態環境関連の行政許可、変更、延長、取り消しなどの情報
- ② 生態環境関連違法行為による行政処分の有無
- ③ 生態環境関連違法行為による代表者や責任者に対する行政拘留の有無
- ④ 生態環境関連違法行為による企業もしくはその代表者や責任者に対する刑事責任の追及の有無
- ⑤ 生態環境関連の損害賠償及び協議に関する情報

企業は突発的環境事件が発生する場合、法令規則に基づき関連情報を公開しなければなりません。

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

### 法律

#### 会社法（改訂草案）のパブコメ公開

（原文：公司法（修订草案）征求意见稿）

全国人民代表大会 2021 年 12 月 24 日公布

##### 【主要内容】

- 第13期全国人民代表大会（全人代。国会に相当）常務委員会の第32回会議では「会社法」の改訂案が審議され、12月24日から意見公募（パブリックコメント）が開始された。パブコメの締切日は2022年1月22日とされる。主な改訂内容は以下の通り
- 電子営業許可証の法的効力を認める内容を追加する（第26条）
- 定款等の企業登記情報につき企業（信用）情報公示システムでの公開を義務付ける（第34条）
- 株主総会及び董事会（取締役会）の開催・議決方式にオンライン方式を導入する（第76条）
- 出資財産の範囲について、従来の現金や現物、知的財産権、土地使用権に加え、株式や債権を追加する（第43条）。「一人株式会社」の設立を認める（第93条）
- 株主全員が債務返済に関する約定をすれば、簡易方式で抹消登記を行うことを認める（第235条）
- 株式会社が監事会を設置しないことを認める（第125条）。小規模な株式会社は監事会に加え、董事会を設置しないことも認める（第137条）
- 従業員数300人以上の有限責任会社の董事会メンバーには、従業員代表（取締役）がいること（第63条）
- 授権資本制度を導入する。定款若しくは株主総会の授権により、董事会は授権された発行可能株式数と期間の範囲内において、新株を発行することが可能である（第97条）。これにより、株式会社を設立する時には、授権資本のうち一定比率の株式を発行することが可能となる
- 会社が発行できる株式の範囲について、優先株や劣後株、議決権種類株、譲渡制限株などを追加する（第157条）。無額面株式の発行を認める（第155条）
- マネーロンダリング対策の要求に基づき、株主の氏名を記載しない株券の発行を禁止する（第159条）
- 無償減資を導入する。資本準備金を取り崩し赤字の補填に充てた後、繰越欠損金を抱えた会社が繰越欠損金を資本金で穴埋めすることが可能である。しかし、株主への配当は禁止される（第221条）
- 有限責任会社の株主は期限内に出資できない又は出資財産の価額が定款に記載された価額に著しく不足するにもかかわらず、その株式を譲渡する場合、譲受人はその情状を知る又は知り得る場合、金額不足の範囲内において当該株主と連帯責任を負う（第89条）。董事、監事、上級管理者は設立時の株主が上記の行為があることを知る又は知り得る状況であるものの、必要な対策を取らず、会社に損害をもたらす場合、賠償責任を負わなければならない（第47条）

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff8081817ddb1774017dead7a14c228d>

### 財政政策

#### 2022年の加工貿易企業の国内販売に係る徴収見送り税金に対応する利息の徴収免除に関する公告

（原文：关于2022年暂免征收加工贸易企业内销税款缓税利息的公告）

財政部公告 2021 年第 38 号

財政部 2021 年 12 月 30 日公布

##### 【主要内容】

- 2022年1月1日～2022年12月31日、加工貿易企業の国内販売（輸出から国内販売へ転換）に対し、徴収見送りされた税金に対応する利息の徴収を免除する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202112/t20211229\\_3779140.htm](http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202112/t20211229_3779140.htm)

## 金融政策

### 人民銀行、外貨管理局による『新型オフショア貿易の発展支持に係る問題に関する通知』の発表

(原文：人民銀行 外汇局发布《关于支持新型离岸国际贸易发展有关问题的通知》)

中国人民銀行、国家外貨管理局 2021年12月24日公布、2022年1月24日実施

#### 【主要内容】

- 同通知の内容は11月に発表された意見募集案<sup>2</sup>と概ね一致しており、2022年1月24日より実施する
- 同通知はオフショア貿易に係る取扱銀行及び決済通貨に関する規制を緩和した他、オフショア貿易を手掛ける多国籍企業による経常取引の集中決済と相殺差額決済（ネットィング）の実施も解禁した
- また、オフショア貿易を行う企業の資格要件について変更はなく、これまで通り「貨物貿易外貨管理分類がAランクであること」を条件としている

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4429540/index.html>

## 地方政策

### 『北京市における外資利用安定化の更なる強化に関わる若干措置』の発表に関する通知

(原文：关于印发《北京市关于进一步加强稳外资工作的若干措施》的通知)

北京市商務局 2021年12月29日公布

#### 【主要内容】

- 外商投資法や既存の外資利用促進策を着実に実行するために、全国・自貿区外資ネガティブリストに基づき、金融や自動車分野における外資規制緩和を推進する。自貿区における情報サービス業務（アプリケーションストア）の外資出資規制を撤廃する。自貿区におけるIDC（インターネットデータセンター）などの付加価値電信業務の開放を検討する
- 条件を満たす外資企業によるオンライン診療業務の展開を奨励する。外資独資の医療機関の設立解禁を検討する。外資による教育訓練機関、営利性職業能力開発施設への参入を支持する
- 地域統括拠点や研究開発センターに加え、監査、法律、建築、コンサル、広告などのサービス分野における外資誘致に注力する。北京中日、中独国際協力産業園の建設を進める
- 人民元・外貨一本化したクロスボーダー資金集中管理を行い、越境資金移動に対しマクロプルーデンス管理を実施する。経常項目および資本項目の外貨収支便利化措置をさらに拡大する。中関村海澱園に登録した条件を満たす企業に対し、自由な外債借入が認められる枠を従来の500万米ドルから1,000万米ドルに引き上げる
- 中関村国家自主创新示範区の特定エリアにおいて技術譲渡に対する優遇所得税を着実に実施する。所得税の免除を適用する課税額の上限（2,000万元）を超える部分に対し、所得税を半減して徴収する
- 集積回路、AI、バイオ医薬品、重要素材等の生産と開発を手掛ける一定規模以上の企業に対するハイテク企業の認定につき、開業してから1年以上経過、且つ中国国内にて発生した研究開発費が研究開発費全体の5割以上を占めるという条件を満たせば、「届け出後の即認定」を実行する
- 外国人材に対し就労や在留、医療、子女教育、外貨取引、移動等生活の面で便宜を図る

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202112/t20211229\\_2577101.html](http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202112/t20211229_2577101.html)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

<sup>2</sup> その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第581号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0633-XF-0105.pdf>

## ■ 中国各地の最低月額賃金

現時点の中国各省・自治区・直轄市の最低月額賃金につきましては、以下の図表の通りとなります。

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

(単位：元)

	省市名	最新調整月	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年
華北	北京	2021年8月	2,320	2,200	2,200	2,120	2,000
	天津	2021年7月	2,180	2,050	2,050	2,050	2,050
	河北	2019年11月	1,900	1,900	1,900	1,650	1,650
	山西	2021年10月	1,880	1,700	1,700	1,700	1,700
	内モンゴル	2021年12月	1,980	1,760	1,760	1,760	1,760
東北	黒龍江	2021年4月	1,860	1,680	1,680	1,680	1,680
	吉林	2021年12月	1,880	1,780	1,780	1,780	1,780
	遼寧	2021年11月	1,910	1,810	1,810	1,620	1,530
華東	上海	2021年7月	2,590	2,480	2,480	2,420	2,300
	江蘇	2021年8月	2,280	2,020	2,020	2,020	1,890
	(蘇州)	2021年8月	2,280	2,020	2,020	2,020	1,940
	浙江	2021年8月	2,280	2,010	2,010	2,010	2,010
	山東	2021年10月	2,100	1,910	1,910	1,910	1,810
	福建	2020年1月	1,800	1,800	1,700	1,700	1,700
華南	広東	2021年12月	2,300	2,100	2,100	2,100	1,895
	(深圳)	2021年12月	2,360	2,200	2,200	2,200	2,130
	広西	2020年3月	1,810	1,810	1,680	1,680	1,400
	海南	2021年12月	1,830	1,670	1,670	1,670	1,430
中部	河南	2018年10月	1,900	1,900	1,900	1,900	1,720
	安徽	2021年12月	1,650	1,550	1,550	1,550	1,520
	江西	2021年4月	1,850	1,680	1,680	1,680	1,530
	湖北	2021年9月	2,010	1,750	1,750	1,750	1,750
	湖南	2019年10月	1,700	1,700	1,700	1,580	1,580
西北	陝西	2021年5月	1,950	1,800	1,800	1,680	1,680
	甘肅	2021年9月	1,820	1,620	1,620	1,620	1,620
	寧夏	2021年9月	1,950	1,660	1,660	1,660	1,660
	青海	2020年1月	1,700	1,700	1,500	1,500	1,500
	新疆	2021年4月	1,900	1,820	1,820	1,820	1,670
西南	重慶	2019年1月	1,800	1,800	1,800	1,500	1,500
	四川	2018年7月	1,780	1,780	1,780	1,780	1,500
	貴州	2019年12月	1,790	1,790	1,790	1,680	1,680
	雲南	2018年5月	1,670	1,670	1,670	1,670	1,570
	チベット	2021年7月	1,850	1,650	1,650	1,650	1,400

※2021年以外の金額は2020年12月31日時点の基準額です(各地の通達などに基づき中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。